

作成日 2022 年 8 月 4 日
(最終更新日 2023 年 1 月 5 日)

「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-927

課題名：ヒト病理検体を基盤とした神経・筋疾患の病態解析

1. 研究の対象

1990 年 4 月以降に当院で生検または剖検を受けられた方

(一部、共同研究機関である国立精神・神経医療研究センターから提供された神経・筋疾患の検体・情報を含む)

2. 研究期間

2022 年 8 月 (倫理委員会承認後) ~2027 年 3 月

3. 研究目的

脳神経内科で扱う疾患は多岐にわたるが、分子病態は不明な点が多い。本研究では、各種疾患のヒト病理検体を用いてゲノム変異・遺伝子発現変化・蛋白発現変化などの分子病態を明らかにする。

4. 研究方法

組織染色、免疫組織化学、FISH、空間領域特異的解析などの局在評価
エクソーム・全ゲノム解析などのゲノム解析
RNA-seq、ChIP-seq、シングルセル RNA-seq などの網羅的発現解析
プロテオミクス、クライオ電子顕微鏡などの蛋白レベルの解析
など、剖検検体に由来する病態解析を行う。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、カルテ番号 等

試料：脳・脊髄・末梢神経・骨格筋などのヒト剖検・生検組織、抽出された DNA、RNA、蛋白など

6. 外部への試料・情報の提供

試料・情報は個人が特定できないよう匿名化し、郵送等により共同研究機関である慶應義塾大学、東京大学、京都大学、理化学研究所、国立精神・神経医療研究センターなどに検体を供与・受入し、検討を進める。対応表は、当院の研究責任者が保管・管理する。

7. 研究組織

共同研究機関：

慶應義塾大学・岡野栄之

東京大学・池内与志穂

京都大学・沖真弥

理化学研究所・岩崎信太郎

国立精神・神経医療研究センター・西野一三

8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究は、科学研究費助成金を使用する。研究者等の本研究に係る利益相反はない。なお、研究者等の利益相反は、所属機関が管理する。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者：東北大学 病院 鈴木直輝

住所 仙台市青葉区星陵町 1-1

連絡先 022-717-7189

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合